

カルテル・入札談合における審査の対象・要件事実・状況証拠

【執筆者】

越知保見

ジョーンズ・デイ法律事務所弁護士

yochi@jonesday.com

荒井弘毅

公正取引委員会競争政策研究センター研究員

koki_arai@jftc.go.jp

下津秀幸

公正取引委員会競争政策研究センター研究員

hideyuki_shimozu@jftc.go.jp

【要旨】

カルテル及び入札談合についての事実認定の問題は、独禁法実務の過半を占める中心的な問題であるが、問題が法理論よりも実務運用の問題と認識される傾向が強かったため、必ずしも十分な研究が行われてこなかったように思われる。その結果、本来の不当な取引制限の事実認定のあり方からかけ離れた私法契約における合意の事実認定の考え方が持ち込まれることにより、日本のカルテル・入札談合の事実認定の実務が欧米の実務と著しく異なる状況となっている。本報告書は、カルテル・入札談合について、欧米の事実認定のあり方を調査し、日本の事実認定との手法の違いを明らかにし、あるべき当該事実認定についての示唆を与えることを目的として、平成 17 年度及び 18 年度に実施された共同研究の結果をまとめたものである。

本報告書では、カルテル・入札談合における事業者間の「合意」について、合意の内容、成立時期が特定され、最終的な合意内容やその合意に拘束力があることが立証される必要があるとのアプローチをカルテル契約論又はカルテル契約と呼んでいるが、そのようなカルテル契約論的な発想から一刻も早く脱却し、状況証拠や経済学的証拠を活用することにより「合意」を推認することを通じて、カルテル・入札談合を立証することの必要性・重要性を、東芝ケミカル事件（東京高判平成 7 年 9 月 25 日）、三菱ビルテクノ事件（審判審決平成 6 年 6 月 2 日）等の具体的事例に触れながら、訴えている。